

令和7年度第4回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2025年12月18日（木）午後1時開会
場 所：札幌市役所 12階 1号・2号・3号会議室

目次

1. 開会.....	2
2. 議事.....	3
3. 閉会.....	28

1. 開会

○事務局（地域計画課長） 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中12名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和7年度第4回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しておりますまちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とリモートの併用にて開催させていただきます。森朋子委員、巽委員におかれましては、リモートで参加していただいております。また、池ノ上委員と森傑委員からは、欠席の連絡をいただいているところです。なお、渡部委員からは途中で退席される報告を受けております。よろしくお願いいたします。

続いて、審議中に各委員にご留意いただきたいことを事前にお知らせいたします。

議事録作成のため、ご発言の際はマイクをご使用してくださいようお願いいたします。

また、リモートで参加の委員におかれましては、カメラは常にオンにさせていただいて、皆様の顔が見える状態で進めさせていただきます。マイクについては、雑音が入ることがありますので、基本的にオフにさせていただいて、発言のときにオンにさせていただきますようお願いいたします。質疑の際は、挙手や挙手ボタンにて会長に合図していただきますようお願いいたします。途中で聞き取れない部分がありましたら、何かしらのサインでお知らせいただければと思います。電波の状況により、ご発言ごとに間を空けていただくなどのご協力をいただく場合もあると思いますが、よろしくお願いいたします。

また、本日の審議会については、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成して公表いたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の委員名簿、それから、議事資料として、札幌市景観計画の改定についてと別冊1の（仮称）第3次札幌市景観計画概要版、別冊2の（仮称）第3次札幌市景観計画と表紙に記載されている素案冊子です。

以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、審議に移りたいと思っております。

これ以降の進行につきましては、小澤会長にお願いいたします。

この後の場内の録音、録画、撮影等にご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、小澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

○小澤会長 小澤です。

皆様には、年末の非常に押し迫った中、また、足元がつるつるで非常に危ない中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

第4回札幌市景観審議会を開催していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議事事項が1件のみでございます。

会議次第2、札幌市景観計画の改定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） それでは、私より景観計画の改定についてご説明いたします。

議事資料は右上にページ番号を振っています。別冊には下のほうにページ番号を振っています。配付資料と同じ内容のパワーポイントを表示しますので、見やすいほうでご覧いただければと思います。

計画素案は、一部、表現の修正を行っているところもありますけれども、内容に変更はございません。

本来、計画素案にマーカー箇所はありませんが、本日、皆様にお渡しした計画素案は、資料の見やすさという観点から主な変更箇所にマーカーをつけさせていただいておりますので、そちらも参考にいただければと思います。

それでは、議事資料をご覧ください。

本日の議事資料の構成になります。

1は「振り返り」、2は「本日の議題である景観計画の素案について」、3は「概要版について」になります。

計画素案と概要版は別冊で配付しています。

下の部分には、今年度と来年度のスケジュールを簡単にお示ししています。

今回は、第4回の修正素案についてご説明する場になりまして、次回は、景観形成基準の解説書などについてご報告したいと考えています。

その下の部分の来年度のスケジュールについて、前回の資料から訂正がありますので、ご報告いたします。

前回までの資料で、来年度の第1回審議会は、計画素案の意見聴取をする旨をご説明していましたが、景観審議会の意見聴取の前にパブリックコメントと都市計画審議会の意見聴取を行いまして、その後、景観審議会の意見聴取となることから、資料のように訂正させていただいております。意見聴取は9月頃になる見込みです。

続きまして、1-01をご覧ください。

第3回の審議会では計画素案についてご説明をいたしました。

いただいたご意見の概要を1-01から1-02にかけて記載しています。

いただいたご意見については、本書に反映をする方向で進めております。

簡単に、いただいたご意見を幾つかご説明いたします。

まず、1行目ですが、記載内容を理解しやすいよう、写真等を適宜入れてはどうかというご意見をいただきました。

また、3行目ですが、計画書はボリュームがあることから、市民向けと別に考えてはどうかというご意見をいただきました。

また、前回の審議会では、目次部分について多くご意見をいただきまして、詳細目次と別にクイックスタート版を設けてはどうかというアドバイスや、章の関係性を図に示してはどうか、目次にサブタイトルをつけてはどうかなどのご意見をいただきました。

第1章では、ほかの空間系ビジョンとの関連性を示してはどうかというご意見をいただきました。

続きまして、1-02をご覧ください。

2行目ですが、都市の魅力の取組部分が6章以降では分かりにくいのではないかとご意見をいただきました。

3行目の「都市の魅力を踏まえた」という記載について、もっと創出していく方向感が伝わるような表現にしてはどうかというご意見をいただきました。

4行目ですが、方針の内容と基準が対応するように分かりやすい工夫をするとよいなどのご意見をいただきました。

続きまして、別冊1の概要版をご覧ください。

こちらは、計画冊子の内容を十数ページにまとめて説明したものになります。

主にパソコンやタブレットで閲覧することを想定して、横版で作成しております。

こちらの資料は、今後、内部説明を行うに当たって使用していくものになるのですが、このぐらいのボリューム感、または、さらに内容を簡略化したものを広報用の資料として活用していく想定しております。

中身につきましては、計画素案と重複しますので、割愛させていただきます。

それでは、計画本編の冊子の4ページをご覧ください。

前回の審議会では、目次部分について多くの意見をいただいたところです。このご意見を受けまして、目次自体の前に全体構成を示す図を入れてあります。

次に、5ページです。

こちら目次の前になりますが、市民の方と事業者の方に向けて、主に想定される読みたい部分へのショートカットを入れてあります。見開きの位置にもよりますが、全体構成のうちどの部分に該当するのかを示す図も、紙面にスペースがあれば入れたいと考えております。

6ページをご覧ください。

ここからが目次になります。

副題を入れてはどうかというご意見もいただいたところですが、目次自体が長く2ページにわたることから、さらに長くなることを避ける方向で、目次はこのままとして、その前にショートカットを設ける形で進めたいと考えております。

7ページご覧ください。

眺望、夜間景観、雪・冬季の景観の魅力向上のための取組は、6章から9章の取組を横断するものであって、前回は、取組の内容として章立てしていなかったのですけれども、都市の魅力の取組部分が6章以降で少し見えにくい、分かりにくくなってしまったのではないかというご意見もいただいております。今回のポイントの一つであることから、章立てをすることとしまして、新しく10章を設けております。もともとの10章だった計画の推進部分は11章に変更しております。

12ページをご覧ください。

第1章に関しては、12ページに景観形成に関わる諸計画との関連性について解説コラムを設けようと考えております。この灰色の部分に少し図などを使って説明するイメージです。

15ページをご覧ください。

こちらは、魅力は踏まえるのではなく、もっと創出していく方向をとというご意見を受けまして、「魅力向上」という表現に修正しています。

以降のページも同様になります。

少し飛んで、46ページをご覧ください。

方針の分類記号は、前回、基準のページのみ付番しておりましたが、方針の内容と基準がつながっているところは番号をそろえるなど、方針との対応を分かりやすく表現する工夫があるとよいというアドバイスをいただきましたので、今回、この方針のところにも番号にA1、A2という付番をしまして、景観形成の方針の記載部分から番号を記載することによって対応が分かるようにしました。

そのほか、方針の表現について幾つか若干の修正をしているのですけれども、ほかの施策との整合を図る観点などから一部修正を行っております。

56ページをご覧ください。

6章の建築物の誘導についてです。

前回の案では、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しの後に景観プレ・アドバイスとしまして、その次に届出・協議という章立てだったのですけれども、景観プレ・アドバイスは、体系上は事前協議の一部になるものなので、景観プレ・アドバイス等による事前協議、届出という内容で章立てを変更しております。

あわせて、少々長くなってしまおうのですが、届出のところなどについて法律や条例の根拠を記載しております。今、ご覧いただいている一番下の部分に長く第何条と書いているところがあると思うのですけれども、そちらになります。

また、以降の取組についても、根拠条文等の表記を追記しております。

68ページをご覧ください。

こちらが10章に新設した都市の魅力の部分になります。

前回の資料では、取組の方針に書かれていた内容をこちらに移行して章立てしたものに

なります。

76ページをご覧ください。

こちらは、重点区域同様に景観計画区域につきましても、まず区域があって、その次に対象があって、基準の並びだとよいのではないかというご意見をいただきましたので、順番を変更したものになります。

80ページをご覧ください。

一般市街地ゾーンの二つ目の基準ですが、本計画の都心ゾーンは、立地適正化計画の都市機能誘導区域（都心）を区域としておりますけれども、都市計画マスタープランにおける都市空間の区分では、都心は、JR札幌駅北口一帯、大通と東8丁目・篠路通の交差点付近、中島公園の北端付近、大通公園の西端付近を頂点としたひし形の形になっておりまして、今回の景観計画の都心ゾーンの少し外側のところでも都市計画マスタープラン上の都心に該当する部分もありますので、都心としての街並みのにじみ出しを意識した基準を設けることが望ましいのではないかと考えたことから、一般市街地ゾーンの基準に、「都心ゾーンに近接する場所では、都心の街並みとの連続性に配慮したデザインとするよう努める」という一文を追加しております。

続きまして、83ページをご覧ください。

全市基準の五つ目のところに、記憶の継承について、「素材」だけではなく、「空間構成」「仕上げ」というキーワードを追加しています。

その四つほど下の集合型居住誘導区域につきましては、オープンスペースの配置にも配慮することを追加しております。

また、都心ゾーンの基準の一つ目は、基壇部へのオープンスペースの設置を地盤面より優先していると見えないように、「地盤面だけでなく基壇部にも」という表記を追記しております。

続きまして、86ページをご覧ください。

重点眺望の基準になります。

最初の3行を前回から少し追記しております。

重点眺望の基準につきましては、3行目の下のポツのところから記載していたのですが、対象範囲の外側でもテレビ塔の展望台から西方向の眺望が魅力的となるように広く促していくような表現を記載しつつ、特に対象の範囲につきましては具体的な考慮を求めるという表現に修正しております。

修正点の主なご説明は以上になります。

今回は、修正部分についてご確認いただくということが主な趣旨になるので、修正した部分を中心にご説明させていただきましたが、素案全体についてお気づきの点がありましたらアドバイスをいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 それでは、意見交換に入っていきたいと思いますが、最初に、今年度のスケ

ジュールについて事務局からご説明をいただきましたけれども、今回は第4回になります。前回の意見も踏まえて、景観計画の改定案の素案ということで、本文と概要をそれぞれ別冊1と2でお示しいただいております。

今年度、ずっと議論してきたことのまとめという意味合いもございまして、本日、この内容につきまして改めて皆さんのご意見をいただいた上で固めていきたいという趣旨です。

ちなみに、今年度最後の第5回につきましては、基準の解説冊子案等の報告になりますので、これに附帯する様々な資料などをお見せするスケジュールになっております。本体に関しましては、今日、大まかに皆さんにいただいた意見を反映して固めていきたいという趣旨です。

もちろん、今後も継続する中で調整していけると思うのですが、本日はそういった位置づけで考えております。

議題はこれ一つでございますので、15時までの間、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

オンラインでご参加の異委員と森（朋）委員につきましては、私のほうで画面を注視しておりますけれども、発言される場合は挙手をいただいて、もし私が気づくのが遅れたら事務局から指摘していただければと思います。

それでは、フリーディスカッションの形でいきたいと思っておりますので、今回は変更点について説明していただきましたが、その点の確認でも結構ですし、それ以外も含めて全体についてでも結構です。ディテールから全体構成に至るまで、様々なレベルでご意見をいただけたらと思っております。

いかがでしょうか。

○窪田委員 前回の委員会の意見について細かく対応していただいて、ありがとうございます。全体的にすごく分かりやすくなっているという印象を受けております。

内容で気づいたところですが、本編の47ページの街並みの特徴を踏まえた景観形成の方針のところでは、今回の一般市街地ゾーンのところは少し言葉を足していただいているのですが、一般市街地ゾーン、大タイトルでは方向性が違うというところが伝わるのですが、下のほうに点で書かれている内容がかなり似通っていると思います。今回、一般市街地ゾーンは少しプラスされたので、よりイメージしやすくなったと思うのですが、山地のみどりに近接するゾーンのところは、山地のみどりに近接するということ踏まえたイメージが伝わりづらいという感じがしております。

後ろのほうの景観形成基準の中にも山地のゾーンについての基準がいろいろとあると思うのですが、土地の造成を最小限にする、みどり豊かな場所の魅力を高めていく、豊かな自然を生かして調和していく、周辺の植生に配慮して山のみどりと連続したみどりをつくっていく、見晴らしに配慮していくなどという言葉がこの中に少し含まれると、このエリアの特徴が伝わってくるものになるのではないかと思います。前は一般市街地ゾーンと全く同じ内容だったかと思うので、そのあたりが気になったところで、もう少し言葉

を足してもいいと思いました。

あとは、山地のみどりに近接するゾーンに複合型高度利用市街地は入ってきているのですか。大体が一般住宅地や郊外住宅地などのエリアに該当していると思ったのですが、複合型高度利用市街地のエリアもカバーされているのであれば記載していると思うのですが、どのような場所のイメージかというときに、そういったところも入ってくるのか、入ってこないのかというあたりも今後イメージしていく上で確認したかった点です。

○小澤会長 このあたりは、事務局でも執筆してまとめていただく中で、どのようなお考えであったか知りたいところですが、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） まず、1点目の山地のみどりに近接するゾーンについて、もう少し山地のみどりならではの表現を追加したほうが良いというご意見につきましては、ポツのところにももう少し表現を追加するという点でよろしいでしょうか。

○窪田委員 そうですね。大タイトルは、イメージとして伝わっています。

○事務局（景観係長） 今いただいたキーワードが幾つかあったので、そちらも踏まえて、また、47ページの欄外に山地の部分の表現を少し入れているので、そういったところからも拾い上げて、本編のポツの中を読んで伝わるような表現に心がけて修正したいと思います。

2点目のお話は、例えば真駒内ですが、場所としては山地のみどりに近接するゾーンになりますが、拠点や複合型高度利用市街地に該当していると記憶しています。いま一度確認して、間違いがあったら議事録で修正させていただきますが、高次機能交流拠点でも山地のみどりに近接するゾーンに該当するところがございます。この地域はここだと分かる部分があったほうが分かりやすいかもしれないので、巻末資料に表記するなど、何か検討したいと思います。

○小澤会長 関連して、図として出てくるのは、別表のところが初出になりますか。

○事務局（景観係長） ゾーン区分の大きな図は別表に、都市機能誘導区域などの図については、これまでも地図などは別表のほうに持ってきていましたので、今回も地図情報は巻末に入れていくイメージでした。

○小澤会長 先ほどのご説明の中で、図として加えていくという発言もあったのですが、それは76ページのような大がかりな地図上のものでなくて、もう少し補助的なものという理解でよろしいですか。

○事務局（景観係長） やり方は検討したいと思います。

○愛甲委員 今のところで改めて確認したいのですが、一般市街地ゾーンと山地のみどりに近接するゾーンは何をもって分けているのですか。

○事務局（景観係長） 道路です。

○愛甲委員 私もかなりこの文章に違和感があって、窪田委員が言われていた意見と同じで、内容的に一般市街地ゾーンとほとんど変わらなくて、何が違うのかがよく分からないのです。その上、図も後ろに載っていて、ここにゾーンの説明が出てくるのですけれど

も、これを読んでいる方が見たときに、この位置づけと図の関係で、その対象となる場所がどのゾーンに入っているのか、これでは全く理解できないかと思うのですが、本当にこれでいいのですか。

○小澤会長 事務局からいかがですか。

○事務局（景観係長） まちの機能としての高次機能交流拠点や複合型交流市街地というのは、一般市街地ゾーンにも山地のみどりに近接するゾーンにもあるので、このような表現になっております。拠点などの図を一緒に入れた上で、各ゾーンでこれを目指しますというような内容が入っていたほうが分かりやすいということでしょうか。

○愛甲委員 これでは、この四つのゾーンを設けた意味が分かりません。どういう意味があるのですか。

○事務局（地域計画課長） ゾーン分けの解説がないから唐突感があるということですか。

○愛甲委員 唐突に出てきて、図もなく、ゾーンに分けます、四つのゾーンを踏まえた景観形成を図りますということで、何で分けたかという説明もなければ、図もないという状態でそれぞれのゾーンの説明をして方針が示されています。そして、その方針の違いも中に書いてある文書を読んでもよく分からないということでは、ゾーンに分けることの意味がどこにあるのかとってしまうのです。

○事務局（地域計画課長） これまで、章ごとに細かい議論をした中で、このゾーン設定の話はかなり前のほうでやられていて、そのときに説明させていただいたはずなのですが、結果、その過程がどんと抜けて表現が不足してしまっている感じがあって、改めてその紐づけが分からなくなっているところもあると思います。そこは、表現がつながるように改めてゾーンの意味合いを付加する何らかの表現を考えてみるというところでしょうか。

○石塚副会長 このゾーンの考え方というのは今回の景観計画の見直しの柱の一つになると思うのですが、前段で、今回の見直しは、どういうところに力点を置いたのかというページを割いてらっしゃいます。その中の17ページに、きめ細やかな景観誘導ということで、これまでの全市一律からゾーンに分けて誘導していきますということが簡単に触れられています。そこから方針に移ったときの47ページで間が飛ぶので、方針のほうから読み始めると、今おっしゃられた唐突感というような問題点がある気がします。そこは、重複しても、47ページの(3)の全文を加えていただくのがいいのかなと思いました。

ただ、先ほど窪田委員がおっしゃられたように、今回、細かくゾーンに分けたポイントの一つは、これまでの景観審議会の中で、山地のみどりというのは札幌の景観の骨格を成すものであり、そこに重点を置いてきめ細やかな景観形成を図っていきたいというお答えだったと思うのですが、それを受けるような方針の言葉がここでは見当たらないため、四つのゾーンに区分した背景が理解しづらいのかなという気がします。

重複になりますけれども、それぞれのゾーンの特色が丸で大見出しになっていますが、

やはり黒ポツのところをもう少し即地的に記述されることを希望いたします。

○小澤会長 田川委員、今の話に絡めてお願いします。

○田川委員 私は、自宅が西区福井で、職場も南区南沢なので、まさに山地のみどりに近接するゾーンということで、非常にリアリティーを持って見ていました。

愛甲委員がおっしゃられたのと同じで、ほかのゾーンについての内容は分かるのですけれども、この山地のみどりに近接するゾーンに関しては、中の文言がいきなり主要な交通結節点周辺や産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積など、具体的な場所を示していますが、市民感覚からすると一般市街地とほぼ同じ表現ではないか、むしろ、山地や丘陵地に近いところならではの表現があるのではないかと思っていましたが、愛甲委員がそこをご発言されましたので、その点について賛同するところです。

もう一つは、山地のみどりに近接するゾーンという名称について、この4区分でいくことには私も賛成しますが、札幌市景観計画の冊子の15ページに、都市計画マスタープランの骨格的なみどりのネットワークという図が出ております。私はこのあたりに全く関わっていないので、本景観計画との関連についてはよく分からないのですけれども、ここでは「山地・丘陵地のみどり」という表現で、例えば、さらに定山溪の奥、南区の奥は「奥山のみどり」という表現になっています。ですから、ここで山地のみどりというときに、例えば、それに白旗山は入るのか、西岡公園の裏側のみどり豊かなところは入るのかというところでは、

そういうことを考えると、都市マスの「山地・丘陵地のみどり」という表現は、そのあたりを包含したものと捉えられます。本景観計画の特性上、山地のみどりとすばつと云っていいのかどうか、あるいは、他の計画との関連性や札幌のみどりの基本計画などの位置づけがよく分からないので、そのあたりを精査されてはどうかと思いました。

○小澤会長 複数の委員から同様の意見が出ていますけれども、事務局から何かお答えはございますでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、いろいろご意見をいただいた趣旨として、それぞれのゾーンの説明が足りていなかったのが大きなところかと思えます。また、市街地の景観形成の方針の四つのゾーンの考え方がまずあってから、その先の方針の単語が入ってこないと唐突感があるというお話につきましては、まず前段の説明を入れるということと、それぞれのゾーンについて、このゾーンはこんなことを目指しているという最初の説明があった上で方針に入る必要があるかと認識しました。

みどりのネットワークの部分につきましては、みどりの計画から引用しているものだったのではないかと思いますので、今回の新しい都市計画マスタープランの中でどのような扱いをしているのかということを確認させていただきまして、このあたりも踏まえながら整合を図っていきたいと思います。

○小澤会長 そのようにお願いしたいと思えます。

私も、委員の皆様のご意見を伺いながら、かなり表現上の工夫が必要かなと思っています。

した。愛甲委員からほとんどの説明が一緒ではないかというご指摘がありました。同じ説明が繰り返されると逆に違いがよく分からなくなりますので、例えば、山地のみどりに近接するゾーンも、市街地ゾーンと同じ説明でカバーできる部分もかなりありますし、そういう意味で市街地という捉え方もできますので、例えば、一般市街地でありながら特に山地のみどりに隣接するゾーンを特出しするような形でゾーン分けをして、こういう特徴がありますといった説明を加えるといいと思いました。

前段の説明の考え方と、この山地のみどりに近接するゾーンがどうして新しくここに来ているのかということが分かるような表現にされるといいと思いました。ここは、また工夫していただいて、やり取りできたらと思います。

○事務局（地域計画課長） まさにそのとおり、工夫の仕方を考えなければいけないと思いました。

現行の札幌市景観計画の37ページでは、どちらかという都市計画マスタープランの市街地区分で区分けしていました。石塚副会長にもおっしゃっていただいたように、今回の改定に当たって、景観の目線からゾーンをより細かく分けていきたいと思いますという議論の中で、このゾーン設定については、前半に議論をさせていただいたはずなのですが、そのときに、中間の根拠的な解説やみどりの関連計画からいってもこのラインは妥当だよという話を一旦させていただいたはずなのですが、そこが省略された結果になっているところも、すっと入ってこない原因かと思います。その表現は改めて工夫したいと思います。

○小澤会長 石塚副会長におっしゃっていただいたように、これは目玉の一つですが、議論を続けているがゆえに頭に入っているの、その記憶で読んでしまうところがございました。改めて、今ご指摘いただいたことは非常に重要だと思いますし、丁寧に説明すべき箇所だと思います。

○石塚副会長 このゾーン分けについては、審議会でも冒頭からいろいろ議論があり、疑念も投げかけられた経緯があると思います。最初は、札幌市の景観をより具体的に捉えるために景観特性をゾーンに分けて類型化した部分もあるのですが、これは、あくまでも大規模建築物の誘導に際してもう少しきめ細かくやるポイントを挙げるとしたらこの四つのゾーンになるのではないかということで議論が進んできたと思います。

ですから、その議論に事務局のほうも引きずられたのかもしれないですが、方針というのは、届出対象行為を設定される前に景観形成の考え方を示すものですから、もう少し全体性を持った表現でなければいけないのですけれども、ここで地域交流拠点や高次期機能交流拠点などを特出ししているのは、その場所に大規模建築物が立地する可能性が高いので、そこもよりみどりのことをきちんと考えてやってほしいということだと思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、方針というのは、届出対象行為が設定される前にここをどうしていくのかという全体像が示される必要がある部分ですから、今、その届出対象行為、大規模というところに引きつけられて抜け落ちてしまっているというところが大きな誤解を生む点なのだと思います。

そして、このことに関しては、再三議論の対象になるほど分かりづらい部分があるので、17ページはあまりあっさりとは書かず、なぜこのゾーンという考え方を今回の見直しの中で設けたのかということを知りやすく示す必要があるのではないかと思います。

○事務局（地域計画課長） 各委員からご指摘のあった点は、今回の根幹の部分であり、本当に重要な視点ですので、再度、ゾーンの分け方をしっかりと整理して表現していきたいと考えております。

○渡部委員 私もゾーンが気になっていて、この議論は第3回審議会ですでにされていて、資料も拝見して改めて確認しましたが、先ほど石塚副会長もおっしゃられていたように、都市マスなどで言う一般住宅地なり複合型高度利用市街地とは別の景観の考え方でゾーンをしっかりと設定しようということでした。

そのときの説明が分かりやすいと思ったのですけれども、景観の特徴の四つの項目の整理のうち、特に地形・自然と街並みの要素という二つが大きく景観の特徴を定めるので、これに着目してこの四つのゾーンが定められているということでした。都市マスや立地適正化計画は、その4要素との対応を考えると、どちらかというと活動や都市機能的なところに関係してくるところなので、まずは、地形・自然や街並みの要素について、それぞれ四つのゾーンの特徴が書かれて、その上で、都市マスとの考えの違いを重ねたときに、その地域交流拠点なり、そのほかの都市マスと関係するエリアをどのように考えていくかということが付記されるという構造で説明がされると、複雑なところもありますが、何とか理解できるのかなと思っていました。

○事務局（地域計画課長） まさに途中経過の議論を振り返っていただいて、ありがとうございます。

いずれにしても、その考え方が今出している案の中に抜け落ちてしまっている部分なので、そこを何らかの形で表現するという方向で再整理したいと考えています。

○小澤会長 今のご意見と、先ほど田川委員がご発言されたときにも思ったのですけれども、これは前のバージョンの改訂版になりますので、その前のバージョンで都市マスやほかの計画等に言及している部分がありまして、それは図版もついておりますけれども、それをまたそのまま踏襲できるのか、あるいは、その基になっている、参照している相手が考え方やいろいろな細かいディテールや取組を変えている場合は、多分、それを受ける形でまたこちらに反映させていかなくてはいけませんし、その説明が必要になるかもしれません。

そこで、他の計画やビジョンの前のバージョンも含めて参照して、どのように取り扱われていて、それがこちらでどのように変わるのか、変わらないのかというあたりのチェックをする必要があると思いました。それをきっちりしておかないと、ご覧になる方が混乱する部分があると思いますので、その作業は必須かと思いました。

今のご意見と併せてコメントさせていただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

○江田委員 しばらくぶりで申し訳ありません。なので、ここ2回のご意見などを拝聴できていなかった部分が抜け落ちて、的を得ないことを言うてしまうかもしれないのですが、まず、表現の問題というのでしょうか、市民の立場としてこの景観計画の素案を拝見したときに、全体として、皆さんの意見を取り入れていただいているという印象を受けました。

2章は、この計画のポイントということで、何がポイントになっているかというところもまとまっていると思いました。

そこで、18ページの一番上の2-2これまでの取組を踏まえ改善・強化した取組ということで、まず図があって、その下に説明が1、2、3と4ページにわたってあるのですが、この図のところにも1、2、3と入れていただくとより分かりやすいと思いました。そこまで読み込む方もそんなにいないのかもしれませんが、この図とこの後の説明が関連づいていることが読んでいくと分かったので、そちらのほうが分かりやすいと思いました。

また、52ページの特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針の(1)の一番下に、別表2のとおり定めますとあるのですが、これがどこにあって、どの表のことなのか、全然分かりません。

それから、3ページのはじめにのところで、今回の改定では、評価検証・成果指標を定め、取組の評価を行うこととしましたということなのですが、その取組の評価をどのようにするかということが載っているのですから、どこにあるのかを教えてください。よろしくお願いします。

○事務局（景観係長） まず、18ページの最初の番号は、ご指摘のとおりだと思います。少なくとも(1)(2)(3)と書いてあると、その後ろのところを指しているのかが分かりやすいですし、図の間隔が狭くてイメージしにくいのかと思いましたので、表現を工夫させていただければと思います。

また、52ページに記載の別表2については、製本時点では右側にインデックスをつける方向ですので、そうなるともう少し分かりやすくなると思います。

89ページから重点区域の届出対象行為と景観形成基準を記載していただいて、ここに飛ぶ形になっております。

現計画でも別表に飛ばしているのですが、ここにインデックスがついたらいかがですか。

○江田委員 私も2017年度版を見返しまして、もともと、今回はインデックスをつける予定ではないのですか。

○事務局（景観係長） インデックスをつける予定でした。

○江田委員 大丈夫だと思います。

○事務局（景観係長） 次のご質問の成果については、11章は71ページ以降になるのですが、73ページの進行管理と成果指標というところで、今回、成果指標として定点観測をして景観の変化を把握して評価していくという形で設けさせていただいており

まして、その部分を示した表現になります。

ただ、ここが分かりづらいというご指摘もあると思いますので、それが何を指しているのか、はじめにをみただけでこのページのこれと分かるような表現があったほうがいいと思いますので、その部分を入れさせていただければと思います。

○江田委員 ありがとうございます。

○小澤会長 瑣末な質問で恐縮ですけれども、別表1、別表2というのは、それぞれ1-1、2-1、2-2などになっているのですね。別表2であれば、その中で2-1、2-2と章立てになっているという解釈でよろしいですね。

別表3は、いきなり1、2、3、4になっているのですけれども、この別表をぱっと初見の方がご覧になるときに、どこまでが別表なのか、その別表の構成がどうなっているのか、瞬間的に見て混乱するところがあります。私はたまたま別表3だけ構成が違って見えるというご指摘をさせていただいたのですけれども、そのあたりが分かりやすく統一されてもいいと思いました。実は、前の景観計画もそうなっているのです。

○石塚副会長 ですから、正確に言うと、これは別表ではなくて別紙なのです。こういうオフィシャルな書式で「表」と言うのであれば、表込みになっていないと皆さんは迷ってしまうのです。今は文章のまま続いているので、どの部分が別表なのだろうかと迷子になってしまうと思うのです。非常にテクニカルな部分ですけれども、迷子にならないようにしていただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 工夫させていただきます。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 今、別表の話になったので、その絡みというか、実務的なところの話なのですけれども、第6章の建築物等の景観誘導に関する取組の6-3の届出のところに日数が書いていないのです。2017年のときは、届出のところに着手30日前という記載があったのですが、これは何か変更があるから書いていないのか、別表を見ても特に日数関係が書いていなかったように見受けられたので、何か理由があって書いていないのか、これから記載されるのでしょうか。

いつもやっている人は分かるのですが、初めての人はいつ出せばいいのか分からないと思うので、そこをお願いいたします。

42ページの真ん中から少し上に、届出工事着手30日前までと書いてあります。

○事務局（景観係長） 実務的に使われるときは、どちらかというと計画書本体というよりは、附属する届出の解説書などを見ていただくと、基準と、それはどういうことなのかということがまとめてあるので、詳細はそちらのほうに書き切るイメージでいたところでした。確かに、現行冊子をご存じの方が見たときに、新しい計画を見て疑問に思われることは十分にあるということが今のご指摘で分かりましたので、表現については少し前の部分を踏襲できるところは踏襲していかなくてはいけないと考えておりました。そのあたりは修正させていただければと思います。

○松本委員 どこを見れば書いてあるということが分かればいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 今回、新しい計画の21ページの改善・強化した取組という中で、広告物に関することを特にアンダーラインで示されていて、景観プレ・アドバイスや屋外広告物については、56ページ、57ページで詳しく説明されているのですけれども、2017年につくられた計画のほうが、より丁寧に書かれているような気がしております。例えば、46ページ、47ページの専門家によるプレ・アドバイスの内容や屋外広告物に関する事項などは、普通に読みやすく、分かりやすく羅列されています。改善ということですから、分かりやすいほうがいいと思うので、長文よりもこちらのほうが丁寧なのではないかという気がしておりました。確認していただければと思います。

○事務局（景観係長） 書き方は少し検討させていただければと思いますが、条例などで定まっていて、なかなか変更をしないと分かっているものは本編のほうに書く形で、制度の骨格だけを書かせていただいて、詳しい内容は解説書だけを見てもらうという方法もあると思います。少し検討させていただければと思います。

○小澤会長 今、解説書の話が出たのですけれども、解説書は次回ですね。

今の広告についてのご質問に対する回答では、解説書もあるということだったのですけれども、実は、我々は解説書のイメージがまだできていません。簡単でいいので、もし今の段階で解説書にはこういった内容が入るのではないかというイメージがあれば共有できたらと思ひました。

○事務局（景観係長） 景観プレ・アドバイスは、解説書ではなくて手引を別に作成しているのです、解説もそちらのほうになるかもしれないのですけれども、解説書は、届出対象の説明と各基準でどのような事例があるかなど、写真などを使いながら解説していく形をイメージしています。また、橋や道路などの公共施設について、届出とは別のものになりますけれども、そのガイドラインも一緒に1冊にまとめるイメージで進めているところでございます。

より分からなくなってしまうのでしょうか。

○千葉委員 今の話ですと、景観計画の中に別に解説書が入るということですか。

○事務局（景観係長） 景観計画とは別に基準の解説書をつくる予定です。

○千葉委員 それでは、解説書があるということをごどこかにうたっただけだと探しにいけないと思うのです。先ほどの説明も、どこにたどり着くのが分からないということと同じで、例えば、これがホームページに出るとすれば、すぐにそこが検索できるように、たどり着けるように紐づけていただければ、よりありがたいと思います。

○事務局（景観係長） 今回、この計画の本体以外には、景観の各まちづくり指針や基準の解説、色彩景観基準などの別冊があつて、それとセットになる形になりますので、それらが別にありますということをごどこかに盛り込む形で進めたいと思います。

○小澤会長 また、今後、解説書を検討していく段階で、解説書の内容の書きぶりによっても本体の表現などを若干調整するというところもあると思うのですが、それは、次回以降、また解説書を見ながらできる作業だと思っておいてよろしいですか。

○事務局（景観係長） 大改造でなければ大丈夫かと思えます。

○小澤会長 多分、表現の違いなどだと思います。

○事務局（景観係長） 2月の審議会では、可能な限り大丈夫と思えます。

○小澤会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○異委員 概要版についてです。

今まで言ってきたものが一つにまとまってきて、一目で見て分かりやすくなって、とてもうれしいと思って見ていたのですが、2ページの最初の表が分かりづらいと思いました。この表は、理念があって、方針があって、取組、推進ということになっているのですが、それが一目で見て分かりづらいので、計画全体の構造図をもう少し分かりやすく矢印などで示していくと迷わずに見られると思いました。

それから、章ごとに短い要約を置いてもらえると伝わりやすいと思いました。難しいままぎゅっとまとまっているので、1章はこの説明です、この章ではこれを説明しますということが最初に短く書いてあると、入りやすいと思いました。

また、スペース的なものもあると思うのですが、写真やシンボルアイコンをもう少し使ってビジュアル的にキャッチーに取り込んでいくと読みやすくて分かりやすいと思いました。例えば、3章の景観の特徴は、雪や星の小さいイラストを入れて、星だから夜間かなという感じで、シンボルアイコンで分かりやすくするか、写真を入れると、視覚的に訴えて読みやすくなると思います。

もう一つ、市民目線から言うと、例えば、景観プレ・アドバイスや景観資源などの難しい言葉があるのですが、そういうところに小さく簡単な注釈をつけていただくと、何のことを言っているのか伝わるので、それも検討していただけたらと思います。

○小澤会長 4点ほどご指摘をいただきました。

最初のご指摘の2ページのはじめのところは、矢印が分かりづらいという意味ですか。矢印は入っているのですが、ぱっとご覧になったときにすぐに頭に入ってこなかったという表現上の問題として捉えてよろしいですか。

○異委員 そうです。この表を見たときに、どこからどう見ていけばいいのか、分からないですね。ですから、こうつながっているよということをもう少し分かりやすく示してほしいという気持ちです。

○小澤会長 我々はずっとこれを眺めていまして、頭の中に入りつつ、確認しながら見ているところがあるので、改めて分かりづらいと言われて、はっとしたところがありました。

○事務局（地域計画課長） 異委員にご指摘いただいたはじめのページは、確かに全体を網羅しているのですが、ビジュアル的にどこから読み始めていいか分かりにくい

ということなのだろうと思います。よく見ると、章ごとに書いてあるから、1、2、3と追えばいいということが分かるかもしれないけれども、ぱっと見が本当に分かりづらいということをご指摘されているのではないかと思います。3点目のビジュアル的な話もありましたけれども、そういう読みやすさのところを概要版でもう少し工夫していかなければいけないのかなと思いました。

○事務局（景観係長） まず、1ページ目は、文字と情報量が多過ぎて複雑になってしまった部分があると思うので、各章の構成だけを目立たせるような形にすると、つながりが分かりやすいのかなと思ってお聞きしていました。

また、各章に要約をつけてはというお話ですけれども、今、はじめにの各章の横にグレーの枠組みと白い文字でこれを説明しますと入れているのですけれども、ないところもあるので、各章に書いてあると分かりやすいと思いました。

そのような形で、字数が少なく簡単に表したものが書いてあると分かりやすいのではないかというご指摘かと思うので、少し工夫しようと思います。

また、シンボルアイコンなどについても、少し足りていないところは、目で見えて楽しめるような工夫は今後やってみようと思います。

言葉の注釈については、どうしても自分で見ていると知っている言葉になってしまうので、ついそこを見逃しがちになるのですけれども、いろいろな方に聞いてみながら、この言葉は知らないと言われるところは、注釈をつけて説明する形で進めていきたいと思います。本編は、後ろのほうに用語説明を入れているのですけれども、分かりにくい言葉や表現、言葉が足りていない部分などについては注釈に飛ぶ形で考えたいと思います。

○小澤会長 最初の2ページ目は詰め込み過ぎではないかというお話が出ました。我々の間で事前にやり取りしているときにも話題に出たのですが、このフォーマットにこだわっているのですか。

それについて皆さんと共有できていないのですが、例えば、ぼんと大きな紙面にして、ゆったりとレイアウトするほうが見やすくなると思うのです。

○事務局（景観係長） これは、少なくとも市内部で説明するときにはタブレットで見ることを想定していることもあり、印刷したらこのぐらいの大きさになるボリューム感で横向きにするという形で進めています。広報的に使うときに、絶対にこの形でなければいけないと言われると、そのようなことはないです。一つ一つの紙面のボリューム感は1章1ページくらいと考えてこの形をつくっていますけれども、例えば、最初のところは、上と下をつなげて縦に1枚にすると大分見やすくなるので、そのような形にしたり、縦判やA3判にしたほうが良いということが分かれば、そのような形に変更して広報に使うことは可能です。

○小澤会長 庁内の資料を我々が直接見る必要はないと思いますので、審議会で我々にお見せいただくものは、広報で使うものを見せていただいたほうが良いと思います。次回以降、よろしく願いいたします。

異委員の意見の中で、各章を分かりやすくという話があったのですが、例えば、リード文的なものがないところとあるところがあるということで、そのあたりも統一していただくということと、例えば、良好な景観の形成に関する方針1というところで、その良好な景観の形成に向けて景観の特徴を踏まえた方針とありますけれども、これは、ある意味、当たり前なことなので、ここでこういう説明はいららないと思うのです。むしろ、5章の①で何を説明したいのかということを中心に説明すると、それを読んで、この表に入っていくやすいと思いますので、その辺の発想を少し変えてもいいと思いました。

○笠間委員 先ほど異委員がおっしゃった概要版の冒頭も含めて、全体像を示したいということで、景観計画の構成を一覧で示しています。

そして、異委員がおっしゃっていたキーワードの中で、方針や基本理念などで何を成し遂げたいと思っているのかというところがあります。例えば、今回は、眺望を守っていきたい、そのために建築物のルールを定めます、公共施設に関するルールを定めます、皆さん、よろしくお願いします、そして、それに関しては、6章のここに書いてあります、7章のここに書いてあります、別表を見てくださいという流れもあると思いました。

景観計画では何が大事かという、やはり、みんなの価値観を統一するというか、皆さんに理解してもらおうということだと思っているので、このように目次を立体的に示した形ではなくて、どういう取組を進めていきたいのかというトータルが分かる形がいいと思いました。それがこの1枚にまとまるかどうかはやってみないと分からないと思うのですが、そんな方向も検討していただいたらどうかと思った次第です。

○小澤会長 なかなか難しい課題ですが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 難しいご指摘だったので、すぐに返せませんでした。

章立ての構成のつくり方と、こういうことを重視したからここに書いてあるということの一つの図として表現できるかどうか即答できなかったのですが、検討させていただければと思います。

一緒に書いてということではないですよ。

○笠間委員 そうではないです。

基本的には、こういったことを目指したい、そのために景観法のこういったルールを使ってここを実現します、あるいは、屋外広告物法のルールを使って実現しますというように、目的があって手段があると思うので、手段のほうをあまりアピールされてもということがあります。目的や理念や目標などが骨格としてあって、そこに手段がぶら下がっているというイメージのほうが理解しやすいと思いましたし、異委員がおっしゃったこともそのようなことではないかと勝手に解釈しました。

○事務局（地域計画課長） 構成について複数の委員にご指摘いただきましたけれども、我々事務局の説明の中で、内部向けの体裁を意識しているところがあったので、それと市民向けの概要版はやはり違ってくるのだろうと考えています。

その強弱の部分というのは、笠間委員と異委員が言っていた章ごとに何が書いてあるの

か解説をしたほうが良いということとつながると思うのですが、市民向けのこの計画はこういう構成なのだと強調するところと、少し言い方は悪いですが、機械的に章構成全体を示しているという部分と、やはり見せ方を変えざるを得ないところがあるかなと思いました。

特に概要版のつくり方については、もう少し工夫していきたいと思います。

○小澤会長 これは、どのように書いていくかは、慎重に検討して、議論、意見交換をしていかないといけないと思うのですが、はじめにの文章をご覧ください。

今回は、景観計画の改定なので、本体の中に計画のポイントということで変わった点は入れているのですが、本当に市民向けに分かりやすくかみ砕いて、前回の景観計画からこういうところが変わって次に行こうとしているということを短い文章にして載せてもいいかと思いました。それが笠間委員に対する答えになるのではないかと思います。

この概要版の最初にも要約という形で書かれていて、概要版を読んで、こういうことやろうとしているのだなと分かると思われ、説得力が出てくると思って聞いていました。そのあたりは、いろいろ工夫の余地があるのではないかと思います。

○愛甲委員 私は、この概要版は逆に分かりやすいと思ったのです。

理由の一つは、先ほど言ったゾーニングです。ゾーニングにこだわるようで申し訳ないですが、その図案もちゃんと載っているのです。安易に別表に飛んでいなくて、ちゃんと必要な要素が盛り込まれていますし、第2章のところにゾーンの図も載っているのです。なるほど、こういうことかと分かるつくりになっています。

それで、景観重点地区も四つの地区を設定していますということが概要版を見るとぱっと分かる構成になっていて非常に分かりやすいけれども、本編のほうには載っていないで、別表を見ることになっています。今の計画もそうですけれども、そこは不親切かなと思います。四つの重点地区はとても大事なもので、せめてこの図ぐらいは本編に載せておいたほうが良いと思います。

あとは、今の議論を聞いていて思ったのは、理念などをちゃんと示すという意味で言うと、表紙が結構大事かと思いました。これが庁内向けで、まだ検討中のもので、市民に対して配るものではないということであればこれでいいのかもしれませんが、市民の方が手に取って見るということで行くと、例えば、理念や改訂のポイントなどがコンパクトに表紙に書いてあるとか、逆に、今回は検討資料なのでいいのかもしれませんが、目次はここまで細かく書いていなくても、はじめにこの計画の構成が分かるので、この十数ページしかない資料に果たして目次が必要なのかと思います。その辺は工夫していただければと思います。

○小澤会長 事務局からコメントはありますか。

○事務局（景観係長） いろいろ課題があることが分かりました。ぱっと見て、構成なり中身なりが分かりやすいものをいかにつくっていくのかというお話だと思いますので、目

次も工夫しながらやっていきたいと思います。

○小澤会長 笠間委員、お願いいたします。

○笠間委員 分かりやすくという話ではなくて、具体の中身ですが、60ページの公共施設等に関する取組というところで、市民の方には、公共施設の取組と書かれると図書館や体育館などのことかと思われてしまうと思うのです。景観法で言う公共施設は、道路や河川などだということをごちゃんと分かっていただけるようにしておく必要があると思います。

その中で、ここに書かれていることを読むと、景観重要公共施設は、当面は指定するつもりがないという雰囲気での書き方であるのですが、個人的には、北1条宮の沢通や羊ヶ丘通は、それこそ今回設定する山地のみどりに近接するゾーンの中だったり、その境界をなしている道路だったり、実際に走っていても結構気持ちがいいですし、札幌の顔ともなるような通りになれるのではないかと考えています。そういう意味では、このあたりは肝なのではないかと考えているので、将来的に指定されてくるといいなと思っています。

そこで、この指定の方針が景観計画に書かれるわけですが、これを読むと、景観計画重点区域内にあるか、本市のシンボルということ、本市のシンボルというほどではない、景観計画重点区域にもないということなので、この書きぶりをどうにかしてほしいということが一つです。あわせて、五輪通も、近い将来、景観重要公共施設になってくるといいなと思っています。

景観重要公共施設をどう考えていらっしゃるのかということ、それを踏まえて指定の方針をどうしていくのかという2点について検討していただきたいと思います。

○事務局（景観係長） まず、公共施設については、もちろん景観重要公共施設を定めるメリットはあるのですが、定めていなくても、それぞれの整備を行うときに景観のことを検討したり、景観の部局とやり取りしたりということは当然あるので、これを定めなければ、景観の取組がされないということではないということはお伝えさせていただきます。その上で、公共施設と建築物の部分が同時に整備、更新されるときに一体的に考えていく上で高い効果が得られるというときに、建築については区域指定などを行います、公共施設については景観重要公共施設にしますというやり方をされているところもあるので、重点区域や区域設定されたところでやっているということがまずイメージとしてありました。

もう一つは、①、②にかかる場所となると、対象になる場所がある程度限定されてしまうので、それ以外にも景観重要公共施設などに該当するようないいところがあるのに、これを書くことでそこから漏れてしまうのではないかとご意見だと思いますが、ここは少し幅広に拾えるように、三つ目を書くのか、二つ目のところの表現を修正するののかについては、検討させていただければと思います。

分かりにくい説明になってしまいましたが、ここに書かれなければ景観的な取組がされないというわけではないことだけはお伝えしておきたいと思いました。

○笠間委員 とは言え、例えば、札幌市以外が整備する国の道路や北海道の道路などは、

こういったところの計画で位置づけがあるか、ないかということは、何かの話をするときに重要どころになってくると思います。市域全体のガイドラインはありますけれども、そうではなくて、この道路は我々としても大事なところだと思っているというアピールがここに入ってくると思うので、そういったことも検討していただきたいということです。

1点確認ですけれども、今、お話を聞いている限りだと、例えば、道路や河川にしても、将来、指定する長さは、鴨々川など数百メートル単位のイメージで、車で移動するような何キロ単位の道路や公共施設を指定するということはあまり想定されていないということでしょうか。

○事務局（景観係長） 絶対ではないですけれども、指定した後で整理の方針なり、専用の方針、基準なりを書くということまで考えると、一定の長さに区切って範囲を示した上でということになると思います。将来は分からないですけれども、現段階で、ここからここまでの何十キロ、市の端から端までという想定は今のところはしていませんでした。

○笠間委員 それこそ、北1条宮の沢通の白樺の植栽帯があるところは、北海道らしく、ちょうどカーブになっていたり、アップダウンがあって印象的なところだったりするので、そういうものが守られていくといいなと思うけれども、白樺はいずれ寿命が来るから将来の不安もあるので、その辺を守る手だてなども考えていただけたらと思います。

○小澤会長 今、お話ししていただいて、公共施設等については我々はあまり活発に意見を交わしていなかったのですけれども、改めて指摘されると、この第7章は確かにあまり積極的に見えないですね。特に、7-2の景観重要公共施設を定める場合は下記の方針にのっとることとしますというのは、やるのであればこの方針だよということで、実際にやろうとしているのかどうかという意思があまり伝わってこない、非常に淡々とした書きぶりになっています。特に公共施設になってくると、民間の事業者は、直接は関係がなくなってくるので、逆に札幌市としての姿勢が問われるような箇所でもあるという解釈もできるのです。具体的に書くことで可能性が限定されてしまうことはよくないと思ったのですけれども、公共施設についてもこれから積極的に考えていくつもりなのだとこのことをここで書くか、書かないか、表現するかどうかというのは大事なポイントかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 景観法で言うところの公共施設は、必ず施設管理者がいるというまさに公共部分のところで、ここは、札幌市もちろんですけれども、北海道、国を含めて、いろいろな施設管理者がいる中で、実際のところ、我々の押しが薄いでしょうというところは甘んじて受け入れまして、この項目に関する取組が最初の景観計画には一切ないところからスタートして、今回からここに手をつけていきたいということで、まず、この章立てをしたことによって意思表示をしてからスタートしたいというところがあります。

具体には、ここからいろいろな可能性を含めて協議をして、笠間委員が言うように、将来的には幅広でいけるといいなと思うのですけれども、そこにも重要度はあると思うので、

何とか章立てをしてスタートさせて広めていくところです。平成16年に景観法という法律ができて、かなりたちますけれども、公共施設側も自分事にまだなっていないというか、そこを内部側にも普及啓発するとともに、こういう意識を持って指定まで持っていきたいというのが我々の今の考え方です。

○田川委員 今のお話を聞いて、とてもよく分かりました。私も、この章があることの意義があると思いました。62ページの第8章の最初の2行で、例えば、総合的な都市景観の形成に向けて、地域の景観を特徴づけてなど、ここに何か一言だけでも言葉が入ると、結局、個別の事業がある中でそれが総合的に市民に見えてくる、表出するものとして景観やランドスケープがあって、実際に個々の事業に非常に大きな部分があるわけですが、一つの都市のシーンとして見たときに、統合されたイメージとして景観というものが出てきます。

我々としては、そこを訴えていくべきだと思いますので、短くても、いい文言を加えていただければと、ぜひ要望したいという気持ちです。

○事務局（地域計画課長） 笠間委員も含めて、公共施設の部分についてご指摘いただきましたので、表現の工夫をさせていただきたいと思います。

○笠間委員 将来的に、それこそ琴似発寒川や中の川あたりも入ってきたらいいなと思います。

○田川委員 私も西区にいますので、そうと思いますが、私が言っている意味は、個別の部分は、都市基盤整備のときにランドスケープなどが先に来て、個別の建築や街区計画に入っていくという流れが欧米ではあるのです。日本は、個別事業が先行して、後づけでランドスケープなど、都市美の部分が出てきます。でも、長期的に見たときにいい都市景観ができてこないのか、総合的というか、そこにいい言葉があるかという感じなんですけれども、インテグレートされるという意味合いが言葉として入っているといいかなという気持ちです。その上で、何々通などの個々の推進も後押しされていくといいのかなという感じです。

○小澤会長 今、田川委員がおっしゃった中で、インテグレート、統合するということは物すごく大事です。それぞれが別々で頑張っても駄目で、やはり全体としてどのようにインテグレーションされるかということが最終的な景観をつくっていくので、田川委員のおっしゃることももつともだと思いました。

ただ、個別に分けていくことで、仕切ることで、今までやってきた行政のシステムを含めて発想を変えていくというのは物すごく大きな話だと私も思うのです。今の段階では、それをほのめかすというか、最初から大上段に構えるとハードルが高くなりますので、できるところからほのめかしていくということはあるのかなと考えていました。

うまく話が通じているといいのですが、いかがですか。

○事務局（地域計画課長） 景観施策そのものがまさにインテグレートというか、本当は個別で施策を打っていくという手前に、ここはこうあるべきでしょうという像があって、情緒的に言うとそれが日々の営みの中に存在している中で、私もどこかで作法という言葉

を使ったと思うのですけれども、みんなが作法を学んだ中でつくられている中に個別の事業が寄り添っていくと。私のイメージも漠然としていますけれども、それを喚起して将来的にそのように持っていくという意味表示というか、そういうものをスタートとして埋め込んでおいたほうがいいよねということかと思いました。

どこまで表現できるかという難しさがありますが、考えさせていただきたいと思います。
○小澤会長 大事なポイントだと思いますので、今後もそこは頭に入れながら進めていけたらと思っています。

森（朋）委員、オンラインで参加していただいていますけれども、いかがでしょうか。
○森（朋）委員 三つほどお話しさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、取組という言葉が多用されていますが、条例に加えた点と、いわゆる取組としてやっている点の言葉を使い分けたほうが分かりやすいのではないかと、皆様のご指摘を含めて思いました。

例えば、15ページと21ページを見ていただけますでしょうか。

15ページ目のほうは、いわゆる取組だと思うのです。21ページ目は、恐らく施策的なこと、条例に新たに加えるということですが、ここでまた取組と言ってしまうので、全体を通して何のことを言っているのか分からなくなってしまうところが一つ目の指摘です。

二つ目は、79ページです。

概要版を見て私もよく分かりましたが、別冊1の6ページ目の5章です。街並みのところで、ゾーンで分かれていて、地形や成り立ち、活動、そして、その下にある眺望、これが先ほどの79ページの表にまとめられているということかと理解しました。

80ページ以降は、そのために建物の形成基準をそれぞれのコンテンツに分けていって、そのゾーンに関係するところを基準という形で右側に補足されているという構成かと理解したのですけれども、ここに行くまで、私自身も何度も読み返して、やっと分かったというところがあるので、ここの読み方が難しいのではないかと思います。

もう一つ加えて言うと、配置のオープンスペースのところは、すごく細かく書いていただいて、ゾーンに対しても書いていただいているのですが、まずは配置計画があると思いますので、この建物の配置の部分でもっと考えてねというメッセージが必要だと思いました。これを見ると、建物を配置した後のスペースの部分をすごく頑張って書いていただいているのですけれども、順番としては、建物の配置を決めるときにしっかり考えてくださいということだと思いますので、そのことをうまく事業者さんにお伝えできるように配置計画を頑張ってくださということを強調させていただきたいということで、2点目をお話しさせていただきました。

最後ですが、前回の景観計画の7ページを見ていただきたいと思います。

景観施策の経緯と現状と主要課題ということで、堅い部分がどのように変わってきたかというレビューがあったと思います。それを踏まえると、今回の景観計画は、先ほどの重

要公共施設などを入れていったことにつながるとは思います、その整理が今回は入っていないのではないかと思います。

その部分が1点目で申し上げた取組、施策ということでいいのか、言葉は精査していただきたいのです。それが全て取組という言葉の中でざっときているので、若干の分かりにくさを引き起こしているのではないかと考えていました。

○小澤会長 私から一つ確認させていただきたいのですが、今のその取組のお話は、一番大きなところだと、目次レベルで出ている取組という言葉があって、それからその後にご指摘いただいた具体的な本文の中で指摘していただいた内容もございましたけれども、おっしゃっているレベルは、目次レベルまで含めたお話として再整理をとおっしゃっているのか、どちらかという、内容のところメインになってくるのか、そのあたりをお伺いしたかったのです。

○森(朋)委員 言葉を使い分けたらもっと分かりやすいのではないかと指摘です。編集をし直すということではなくて、言葉を使い分けると、15ページと21ページも分かりやすくなるのではないかとということでした。その言葉を定義しておけばいいのではないのでしょうか。

○小澤会長 今、3点ほどご指摘をいただきましたけれども、事務局はいかがでしょうか。

○事務局(景観係長) 1点目は、施策なのか、取組なのか、きちんと分けがされたほうがいいのではないかとご意見かと思いますが、施策のほうがいいのか、取組のほうがいいのか、それとも別の単語で表したほうがいいのか、検討させていただければと思います。

それから、これまでの施策の経緯については107ページ、108ページに入っているのですけれども、本編で1回おさらいをした上で、そのときにこんな成果がありましたとまとめていったほうが分かりやすいのではないかとご意見でしょうか。

○森(朋)委員 今回、何が新しくなったのかというポイントを2章で書いていただいているかと思いますが。この計画で特に重視した点や、前計画を受けて強化した部分について説明しますというところがあるのですけれども、そこで重視した取組なのか、条例に新たに加えた施策なのかということも含めて2章で書いていただいたほうがいいのか、ここの経緯を後ろのほうにつける策でいいかどうかも含めてご検討いただければと思います。

○事務局(景観係長) ポイント自体を抽出して書いているのですけれども、その前段階を知らない人が見たときに分かりづらいものもあるということが今のご指摘で分かりました。これまではこんなことをしていたけれども、ここを足しましたということがちゃんと分かりやすくなっていったほうがいいのかというご指摘ですので、1章から順に見ていったときに、これまでの経緯を全く知らない人が見ても計画の冊子として分かりやすいものになっているかという視点で検討させていただければと思います。

配置のところについて森(朋)委員に質問ですけれども、基準自体をもっとボリュームアップさせてというご意見ではなくて、ここは強調することが大事であるというご指摘で

よろしかったでしょうか。

○森（朋）委員 強調かは分かりませんが、例えば、オープンスペースのところは、一般市街地ゾーンや山地のみどりなども、全体的にオープンスペースのことが書かれているかと思うのですが、そのようにするためには配置計画と連動するということを強調する……。

○事務局（景観係長） 今、配置とオープンスペースを分けて書いていて、オープンスペースのほうにボリュームがあるように見えているのですが、配置計画があつてからのオープンスペースだと思うので、むしろ大事なのは配置ではないかというご指摘ですか。

○森（朋）委員 そういうこともあります。配置計画と造成のところは、建築のデザインの前に出てきているから初めのほうに入っているのだらうと思いますし、この順番は一般的にそうなのだらうと思うのですが、本当は配置計画のほうが大切なのに、オープンスペースという残ったところにすごく注力しているように見えるのです。そこではなくて、配置から頑張ってくださいというか、逆に言うと、私の危惧したところは、プレ・アドバイスでも配置計画も指摘できるような計画にしておいてもらいたいというところなのかもしれません。

○小澤会長 今の森（朋）委員のご意見を聞いて私も気づいたのですが、この配置計画の中で述べられていることが、景観資源と周囲にある関係性、みどり、道路との関係性、それから、壁面となっているのですが、どういうボリュームのものをどう配置するかということはオープンスペースや周辺に対して結構決定的なインパクトを持っています。例えば、幾らオープンスペースを持って、南側の日が当たる側に大きなボリュームを持ってきてしまうと日陰になってしまいますし、それはオープンスペースの性格にとって決定的なので、ボリューム配置が周辺に与えるインパクトや、ボリュームの話は入れていくべきではないかと思いました。

今、控えめになっている前提としては、恐らく地区計画や事業者の経済的なところに配慮していくとおのずとボリュームはある程度決まってくるので、その決まってきたところには景観のほうからあまり注文をつけず、周りを少しでもベターな状態にしてくれという暗黙の前提の上でこういう構成になっている気がしました。

諦めてしまわないで、そのボリューム配置自体が大事なのだよということは確かに訴えかけていってもいいような気がするのです。

森（朋）委員の意図を私が正しく解釈できていればの話ですが、今の私の解釈でよろしいですか。

○森（朋）委員 そのとおりです。眺望のところで高さのことや形態的なことを書いてはいるものの、建築の外観デザインのところは本当に表層的なことがメインにならざるを得ない書き方ではあると思うのです。建築の形態を特出しできないにしても、この配置のところでそういった意図も含めた景観形成に向けた基準をしっかりと強調したいというところが根底にあります。

○小澤会長 今ご指摘いただいたボリューム配置、周辺の空地や周辺の道路、景観に与えるインパクト、その重要性を鑑みた配置計画を十分に検討するというニュアンスをここに盛り込めるかどうかですね。景観法あるいは都市計画法の立てつけ上、何か問題があるのでしたら、できる範囲でということになると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 表現の強弱という点では一歩進んだくらい感じになってしまう可能性はあるのですけれども、全くないではなくて、景観のところも踏まえて配置計画を考えていただかなくてはいけないというニュアンスが伝わるような表現が少しでも入るように検討させていただけたらと思います。

恐らく、すごく強い表現を入れられるということにはならないかもしれないので、そこだけはご了承いただきたいのですけれども、検討させてください。

○森（朋）委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○小澤会長 先ほどご指摘いただいた取組という言葉の整理も念頭に置いた上で、説明をつけられるように考えていってもらえたらと思います。

○石塚副会長 今回、特に強調した点として、眺望や夜間景観がありますね。夜間景観のことを考えた場合に、届出対象行為に夜間照明を入れたほうが、今回、積極的に夜間景観の取組をしますというメッセージにもなっているのではないかと思います。届出行為の中は前のままですよね。

そういうことは都心部において重点的に行うということであれば、都心部の重点区域の届出についても入れておいてはいかがかという気がしました。

○事務局（景観係長） 今すぐということとはなかなか難しいと思うのですけれども、重点区域を変更するとか、その後の基準を更新するとか、そういったときの契機を捉えて、そのときの届出の行為についても一緒に考えていきたいと思っております。

現時点の景観計画の改定時に併せてすぐに更新ということとはなかなか難しいので、その次の重点区域の更新時などの機会に併せて検討させていただきたいと思います。

○石塚副会長 了解です。

重点区域のほうは沿道地権者の皆さんとの合意形成という手続が必要になるので、この流れの中ですぐに変更することは難しいというご判断は了解できますが、大規模建築物のほうには入れられるので、入れておいてはどうでしょうかということです。

○事務局（景観係長） 全市の区域の対象行為の変更のときには条例の改正が必要になってしまうので、そちらについては機会を捉えたときに一緒に検討する形にさせていただければと思います。

○石塚副会長 了解です。

○小澤会長 予定の時間になっていますが、最後に何かございませんでしょうか。

○千葉委員 質問ですけれども、19ページの脱炭素化社会への転換に対して、札幌市は確かにゼロカーボンシティを宣言しているのですけれども、昨今、国会でも太陽光発電のパネルの推進に否定的な意見が出て、まさにその議論がされている状況になりまして、

国が方針転換をしていくかもしれないという状況です。

それで、今は、この当時の発言で札幌シティー太陽光発電推進ということでこの文章を入れられていると思うのですがけれども、みどりの環境保全やそれが札幌市の財産だとうたっている中で、これを推進していく、有効活用していくという文章がこの表現でいいのかどうか、今後、不安になります。

これは前回もお話しさせていただいたかと思うのですが、太陽光発電に関しては郊外の在り方がとても心配なので、この書きようは見直していただけたらと思っております。

○小澤会長 我々の課題というよりは、札幌市としてこの表現でいいのかということですね。

○千葉委員 検討していただけたらと思います。

○小澤会長 その辺が現在のトレンドに合っていないくて、ちぐはぐなものであれば、皆さんは違和感があると思います。

○事務局（景観係長） このあたりの表現につきましては、再生可能エネルギーなどを所管している部局の施策の考え方もあると思うので、表現の修正をするに当たっては、その担当部局とも調整しながら検討させていただければと思います。

○笠間委員 概要版の最後に、景観の色彩基準、景観70色を全面更新して云々と書いてあるのですが、これは、景観70色も変えていくという話ですか。これを変えていくとすると大きな議論になると思ったのですが、意図を教えてください。

本編の102ページも差し替え予定と貼ってあるのですが、これに関する予定をお聞かせください。

○事務局（景観係長） 色彩についてはこれまでも何度か中身の検討をお示ししていたと思うのですがけれども、70色という考え方自体は変更しないです。基準を細分化して、もう少し分かりやすくしたり、これまでのパーセンテージの使い方については修正する部分がございます。また、色の表現につきまして値をLab値にしているのですが、こちらの表現上、全面的に色が変わりますというような書き方にしておりますけれども、70色という存在自体は変わりません。

○笠間委員 分かりました。

○愛甲委員 先日、篠路福移湿地の開発に当たって環境審議会のほうで議論になったそうです。私は環境審議会の委員ではないのですが、その中で、景観のほうで何か規制はできなかったのかという発言があったようです。

環境審議会の委員からその話を聞いて「どうなんですかね」と答えましたが、それは札幌市の中でどういうことになっているのでしょうか。そのことについては、7月頃に市長も記者会見で発言をされたり、触れられたりしていましたがけれども、こちらの担当のほうにその話が伝わっているのか、伝わっていないのかということだけ確認したかったということが一つです。

それに併せて個人的な意見を言わせていただくと、先ほど、山地の話はありましたけれ

ども、実は札幌市の景観のもう一つの特徴は東側、北側に広がっている低地で、昔は湿地だった場所です。その区域の草原が結構な勢いで失われていっていることは事実で、歴史的に見れば、あの辺に草原、湿地が広がっていたという経緯があります。農地開発をして大分なくなってきました。あと、札幌市の市の鳥はカッコウですけども、最近、札幌市内でカッコウが鳴いている姿をほとんど見るができなくなっています。自然景観を保全するという意味ではとても重要な場所であるのですが、一方で失われていて、今回の景観計画では、山地については大分てこ入れをしていただきましたけれども、低地や湿地に対する目が薄かったと後で反省しました。それは、何らかの形で次の改定のときなり先の課題として認識しておいていただければということで、確認を含めて最後に発言させていただきました。

○事務局（景観係長） 環境審議会のお話につきましては、会議の前に内容について共有を受けています。

今後の湿地などの自然保護を景観の観点からもということにつきましては、今後の課題ということでお聞きしましたので、環境部局と話をしながら……

○愛甲委員 環境審議会の委員に聞かれたときに、規制をかけるとか事前に何か要望をするということは現行の景観計画でも難しかったという話をしたのですけれども、それは間違っていないですか。

○事務局（景観係長） 間違っておりません。

○愛甲委員 ありがとうございます。

○小澤会長 予定の時間が過ぎてしまいましたので、本日はこれで終了したいと思います。

本日、多数のご意見をいただきましたので、事務局にはそれを踏まえて所要の修正をお願いしたいと思います。

なお、たくさんコメントをいただきましたので、修正案につきましては会長の私と石塚副会長で確認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、そのように事務局と進めていきまして、また次回の審議会を迎えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で審議を終了いたします。事務局にお返しいたします。

3. 閉会

○事務局（地域計画課長） 本日も長時間にわたって熱心なご議論をありがとうございます。

今日も本当にたくさんのご意見をいただきましたし、ご意見一つ一つが本当にしっかり対応していくべきことだと思えました。まだこのタイミングではご意見を踏まえて修正もできますので、可能な限り盛り込みながらよりいいものにしていきたいと思えます。

修正に対する協議は、会長がおっしゃっていただいたように、会長、副会長をメインに

さらにご相談をした上でブラッシュアップさせていただければと思います。それをまた皆様と共有したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回も議事録を作成いたします。後日、皆様にも内容を確認していただいた上でホームページに公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

冒頭にも触れましたが、次回の審議会は2月末から3月上旬のあたりで皆様とスケジュール調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第4回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日もどうもありがとうございました。

以 上

令和7年度第4回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（12名出席）

愛甲 哲也 北海道大学大学院農学研究院 教授
石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
江田 美保 市民
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 教授
笠間 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観チーム 主任研究員
窪田 映子 歴史地域未来創造 株式会社やまチ 取締役・副代表
田川 正毅 東海大学国際文化学部地域創造学科 教授
巽 佳子 市民
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 委員長
森 朋子 札幌市立大学デザイン学部 教授
渡部 典大 北海道大学大学院工学研究院 准教授

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	小林 伸樹
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖